

廃対第286号  
令和2年8月3日

(一社) 岐阜県産業環境保全協会  
理事長 澤田 裕二 様

岐阜県知事

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改定等について (依頼)

当県における7月の感染増加は4月を上回るスピードであり、流行の第2波が到来したと考えられる状況を踏まえ、別添のとおり、標記の行動指針を改定するとともに、「第2波非常事態」に対する緊急対策」を公表いたしました。

ついては、感染拡大防止に「オール岐阜」で取り組むため、貴団体におかれましても、周知いただきますようお願いいたします。

|        |  |
|--------|--|
| 所 属    | 環境生活部廃棄物対策課<br>資源循環推進係   |
| 担当     | 高橋   |
| T E L  | 058-272-8214 (直通)  |
| E-mail | <a href="mailto:c11225@pref.gifu.lg.jp">c11225@pref.gifu.lg.jp</a> |

感調第16号  
令和2年7月31日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員 様

健康福祉部長

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改定について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、現在、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提に、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和が図られてきたところですが、8月1日以降の取扱いについて、別添1のとおり国から通知がありました。

については、この通知を踏まえ、別添2のとおり標記の行動指針を改定いたしますので、貴部局内の職員をはじめ、関係団体等への周知をお願いします。

|        |                           |    |     |
|--------|---------------------------|----|-----|
| 所 属    | 岐阜県健康福祉部感染症対策調整課<br>企画連携係 |    |     |
| 担当係長   | 小 川                       | 担当 | 立 原 |
| T E L  | 内線4993、4994               |    |     |
| E-mail | c11238@pref.gifu.lg.jp    |    |     |

(参考)

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改定箇所

○県の催事施設（16ページ）

- ・規模要件について、屋内・屋外ともに7月10日以降の要件を8月末まで維持するとともに、「どちらか小さい方を限度」とすることを明確にするため、注意書きを追加

※該当箇所抜粋（変更部分は下線で表示）

- ・ イベントについては、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に規模要件（人数・収容率等）を緩和（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。

| 時期      | 5月25日～<br>6月18日                     | 6月19日～<br>7月9日                        | 7月10日～<br>7月31日                       | 感染状況を見つ<br>8月末まで維持  |
|---------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 屋内<br>※ | 100人以内<br>又は収容率<br>50%以内            | 1,000人以内<br>又は収容率<br>50%以内            | 5,000人以内<br>又は収容率<br>50%以内            | <u>5,000人以内</u><br><u>又は収容率</u><br><u>50%以内</u> (注)               |
| 屋外<br>※ | 200人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) | 1,000人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) | 5,000人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) | <u>5,000人以内</u><br><u>又は</u><br><u>十分な間隔確保</u><br><u>(できれば2m)</u> |

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※屋外で、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、収容率50%以内の基準を適用。

また屋内で、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、十分な間隔確保の基準を適用。

事務連絡  
令和2年7月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

## 8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

### 記

#### 1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

## 2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

## 3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

| 時期                               |    | 収容率                     | 人数上限         |
|----------------------------------|----|-------------------------|--------------|
| 【移行期間】<br>ステップ①<br>5月25日～        | 屋内 | 50%以内                   | 100人         |
|                                  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m        | 200人         |
| ステップ②<br>6月19日～<br>*ステップ①から約3週間後 | 屋内 | 50%以内                   | 1000人        |
|                                  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m        | 1000人        |
| ステップ③<br>7月10日～<br>*ステップ②から約3週間後 | 屋内 | 50%以内                   | 5000人        |
|                                  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m        | 5000人        |
| 【移行期間後】<br>感染状況を見つつ、<br>8月末まで維持  | 屋内 | <b>50%以内</b>            | <b>5000人</b> |
|                                  | 屋外 | <b>十分な間隔</b><br>*できれば2m | <b>5000人</b> |

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

### <具体的な当てはめ>

| 時期                                | コンサート等   | 展示会等  | プロスポーツ等<br><small>(全国的移動を伴うもの)</small>                                   | お祭り・野外フェス等 |   |
|-----------------------------------|--|---|--|------------|---|
|                                   |  |   |  | 全国的・広域的    | 地域の行事   |
| 【移行期間】<br>ステップ①<br>5月25日～         | ○<br>【100人又は50% <sup>(注)</sup><br>(屋外200人)】<br>* 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意 | ○<br>【100人又は50%】<br>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応  | ×  |            | △<br>【100人又は50%<br>(屋外200人)】<br>* 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 |
| ステップ②<br>6月19日～<br>* ステップ①から約3週間後 | ○<br>【1000人又は50%】<br>* 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意                           | ○<br>【1000人又は50%】<br>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | ○<br>【無観客】 <sup>(ネット中継等)</sup><br>* 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理 | ×          |   |
| ステップ③<br>7月10日～<br>* ステップ②から約3週間後 | ○<br>【5000人又は50%】<br>* 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応  | ○<br>【5000人又は50%】<br>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | ○<br>【5000人又は50%】<br>* 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理                |            | ○<br>* 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可                            |
| 【移行期間後】<br>感染状況を見つつ、<br>8月末まで維持   | ○<br>【5000人又は50%】<br>* 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応  | ○<br>【5000人又は50%】<br>* 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | ○<br>【5000人又は50%】<br>* 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理                | ×          |   |

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

## 外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化等**を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

| 時期                                     | 外出自粛   |   |
|--|--|---|
|  | 県をまたぐ移動等   | 観光  |
| <b>【移行期間】</b><br>ステップ①<br>5月25日～       | <br>* 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。                   | <br>* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保 |
| ステップ①<br>6月1日～                         | <br>* 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。 | * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保  |
| ステップ②<br>6月19日～<br>* ステップ①から約3週間後      |  |                          |
| ステップ③<br>7月10日～<br>* ステップ②から約3週間後      |    | * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保  |
| <b>【移行期間後】</b><br>感染状況を見つつ、<br>8月末まで維持 |  |                          |

# クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

| 時期                                | クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等                |  |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--|
|                                   | 接待を伴う飲食業、ライブハウス等                      | カラオケ、スポーツジム等（注）                            |
| 【移行期間】<br>ステップ①<br>5月25日～         | ×～△                                   | ×～△<br>* 知事の判断。<br>* 業種別ガイドラインの作成。         |
| ステップ②<br>6月1日～                    | * 知事の判断。<br>* 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。 |  |
| ステップ③<br>6月19日～<br>* ステップ①から約3週間後 |                                       | ○<br>* 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 |
| ステップ④<br>7月10日～<br>* ステップ②から約3週間後 | ○<br>* 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 | * クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。                  |
| 【移行期間後】<br>感染状況を見つつ、<br>8月末まで維持   | * クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。             |  |

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

# コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年5月15日 策定

(令和2年6月2日 変更)

(令和2年7月10日 変更)

(令和2年8月1日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

## はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。  
本指針は、そのための方向づけとなるものである。



## 1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

### ○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- **人との距離の確保**
  - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
  - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
  - ・ できる限り予約を取って外出しましょう。
- **マスクの着用**
  - ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。
- **手洗いの励行**
  - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- **自らの体調管理の徹底**
  - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

### ○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

## 2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

### (1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

#### ① 実施体制

| 防止対策       | 具体的な方法・注意点   |
|------------|--|
| 実効性のある対策実施 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。</li><li>○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。</li><li>○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。</li></ul> |

#### ② 密集対策

| 防止対策   | 具体的な方法・注意点  |
|--------|---|
| 密状態の回避 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none"><li>・ テーブル、イス等の削減等により確保。</li></ul></li><li>○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。</li></ul></li></ul> |
| 入場者の制限 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 入場制限<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。</li></ul></li></ul>   |

|        |  |
|--------|--|
| 入場者の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>入場時の健康確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 従業員の対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>勤務体系・勤務場所の分散</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。</li> <li>・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。</li> <li>・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。</li> </ul> </li> </ul> |

### ③ 密閉対策

| 防止対策 | 具体的な方法・注意点  |
|------|---|
| 密閉対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>頻繁な換気</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。</li> </ul> </li> </ul> |

### ④ 密接対策

| 防止対策 | 具体的な方法・注意点  |
|------|---|
| 飛沫対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>従業員のマスク着用（必須）</b></li> <li>○ <b>入場者のマスク着用（励行徹底）</b></li> <li>○ <b>対面場面の遮断措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。</li> <li>・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。</li> </ul> </li> </ul> |

## ⑤ 衛生対策

| 防止対策        | 具体的な方法・注意点  |
|-------------|---|
| 手指の衛生       | <p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。</li> <li>・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。</li> <li>・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。</li> </ul>   |
| 施設・物品の清掃・消毒 | <p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。</li> <li>・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。<br/>〔 消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。 〕</li> </ul> |
| 廃棄物対策       | <p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。</li> <li>・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。</li> <li>・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。</li> <li>・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。</li> </ul>   |
| 従業員の対策      | <p>○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。</li> <li>・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。</li> <li>・ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。</li> </ul>   |
| 入場者の周知      | <p>○ 入場者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。</li> </ul>   |

## (2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

### ① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## ② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- ・ 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- ・ タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ ショッピングカートの手すり
- ・ 買い物かご
- ・ セルフレジのタッチパネル
- ・ レジテーブル
- ・ 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・ 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 買い物は少人数でしましょう
- ・ 空いている時間に買い物をしましょう
- ・ 短時間で買い物をしましょう
- ・ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- ・ 買いためや買い急ぎは控えましょう
- ・ 買い物の回数を減らしましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

### ③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- ・ 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- ・ 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ・ ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- ・ マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン  
（※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ・ ロビーのテーブル、カウンター
- ・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- ・ 貸し出し器具
- ・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- ・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- ・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

#### ④ 遊技施設等

##### <カラオケボックス、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・カラオケ機のリモコン、マイク  
・食器、コップ、箸、スプーン、調味料等  
(※ 使い捨て物品採用も検討)  
・テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等  
・個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・歌唱中もマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう  
・大声での会話は控えましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## <パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・パチンコ台のハンドル等  
・スロット台のボタン、レバー等  
・玉、玉貸機スイッチ  
・メダル、メダル貸出機スイッチ  
・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・遊技中もマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう  
・大声での会話は控えましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## ⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
  - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者とのソーシャル・ディスタンスを徹底。
  - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
  - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
  - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
  - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
  - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
  - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
  - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
  - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ アイスペール、マドラー
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ カラオケ機のリモコン、マイク

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ できるだけマスクを着用しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、  
合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル  
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう  
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください  
・ 長時間の滞在は控えましょう  
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう  
・ 大声での会話は控えましょう  
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

## <理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
  - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
  - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

## <合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
  - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
  - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を2 m以上確保。
  - ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
  - ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
  - ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
  - ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

## <マーじゃん店>

- マーじゃん店は密状態になりやすく、複数の者がマーじゃん卓やマーじゃん牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
  - ・ マーじゃん卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マーじゃん卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
  - ・ サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマーじゃん卓1台当たり2個）
  - ・ マーじゃん牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
  - ・ 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマーじゃん卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

### 3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。  
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

#### ※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントについては、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に規模要件（人数・収容率等）を緩和（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。

| 時期      | 5月25日～<br>6月18日                     | 6月19日～<br>7月9日                        | 7月10日～<br>7月31日                       | 感染状況を見つ<br>つ8月末まで維持                   |
|---------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 屋内<br>※ | 100人以内<br>又は収容率<br>50%以内            | 1,000人以内<br>又は収容率<br>50%以内            | 5,000人以内<br>又は収容率<br>50%以内            | 5,000人以内<br>又は収容率<br>50%以内(注)         |
| 屋外<br>※ | 200人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) | 1,000人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) | 5,000人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) | 5,000人以内<br>又は<br>十分な間隔確保<br>(できれば2m) |

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※屋外で、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、収容率50%以内の基準を適用。  
また屋内で、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、十分な間隔確保の基準を適用。

## (1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ  
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
・大声での会話は控えましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等  
・レクリエーション、対面式の運動等

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

## (2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ  
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は避ける。

(例) ・レクリエーション、対面式の運動等

## (3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に対応。

| 5月25日～<br>6月18日                               | 6月19日～<br>7月9日 | 7月10日～<br>7月31日   | 感染状況を見つつ<br>8月1日を目途 |
|---|----------------|---|---------------------|
| ・密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、管楽器にも注意 |                | ・密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドライン※による対応<br>※業界が策定するガイドライン（国通知より） |                     |

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を2 m以上確保。
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

# 「第2波非常事態」に対する緊急対策

2020. 7. 31

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1. 「第2波非常事態」

### ○ 「第2波」が到来

- ・ 7月の感染増加は、4月を上回るスピード。
- ・ 「新規感染者数」、「感染経路不明者数」、「入院患者数」が基準超過。
- ・ 「PCR検査陽性率」急増。

### ○ 「愛知県、特に名古屋」の酒類を伴う飲食店で感染多発

- ・ 本県感染者の約6割が、愛知県由来。
- ・ 愛知県由来のうち、繁華街のクラブ等、酒類を伴う飲食店での感染者が、約7割超。

### ○ 「若者」の感染急増、「学校クラスター」の相次ぐ発生

- ・ 20代以下の感染者は、直近1週間では全感染者の5割超に急増。
- ・ 全国初となった高校クラスター。続いて大学クラスターも発生。



### ○ 若者から高齢者への感染拡大の懸念

- ・ 高齢者に拡大すれば、急速に医療機関を圧迫。（重篤者数の増大リスク）
- ・ 在住外国人への感染拡大も要警戒。

### ○ 今後、人の動きの活発化

- ・ 8月1日から本格的な「夏休み」
- ・ 帰省ラッシュの「お盆休み」
- ・ 「Go Toキャンペーン」

## 2. 緊急対策（「オール岐阜」での取り組み）

### （1）県民の皆様へ

#### ○ 愛知県、特に名古屋での酒類を伴う飲食の回避

（感染状況、防止対策について愛知県、名古屋市と積極的に情報共有）

#### ○ 学校夏休み、お盆休み対策の徹底

- ・ 児童生徒は、健康チェックカードによる毎日の体調管理。
- ・ 保護者は、児童生徒の感染防止対策の確認。
- ・ 教員は、自らの感染防止対策の遵守と体調不良時の報告。
- ・ 大学生は、特に、締め切った場所及び多人数での懇親会やパーティー、カラオケを自粛。
- ・ 学校内の「衛生管理者」による校内コロナ衛生管理の徹底。
- ・ 県をまたぐ外出、感染拡大地域、特に愛知県との往来は慎重に。

#### ○ 感染防止対策の基本の徹底

- ・ 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」。
- ・ 3密の場（「密閉」「密集」「密接」）の回避。
- ・ 家族以外の集団での会食の回避。
- ・ 毎日、体調を自己チェック、体調異常の場合は、外出ストップ。
- ・ 県の「感染警戒QRシステム」と政府の「接触アプリ（COCOA）」の活用。

## ○ 行動指針、ガイドラインの遵守徹底

- ・ 感染防止対策を徹底していない店舗において、感染者が発生した場合には、感染症法等に基づく店名公表、立ち入り検査。
- ・ クラスターが発生した店舗には、特措法に基づく個別の休業要請及び業界指導。
- ・ 「コロナ対策実行中！」ステッカーの掲示徹底と掲示店舗の利用推奨（県ホームページ、雑誌、サイトへの掲載）。
- ・ 「Go Toキャンペーン」などに備え、特に観光、宿泊施設の感染防止対策を再点検。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤を推進。

## (2) 医療福祉対策

### ○ 「積極的PCR検査」

- ・ 1日当たりのPCR検査能力を1,000件に（現在能力 464件）。
- ・ 地域外来・検査センター3か所増設。
- ・ 医療施設、福祉施設、学校において発生した場合は、濃厚接触者にとどまらず、より積極的にPCR検査を実施。

### ○ 「自宅療養者ゼロ」（十分な病床・後方施設確保）

- ・ 県内のすべての感染者が入院又は後方施設に入所。「自宅療養」となる患者は発生させない。

（病床）確保病床281床を7月29日以降387床に拡充。今後、入院患者が120人を超えた時点で625床に拡大。

（後方施設）全5圏域で計466室確保。7月29日から受け入れ再開。

### ○ 個人防護具等の備蓄拡大

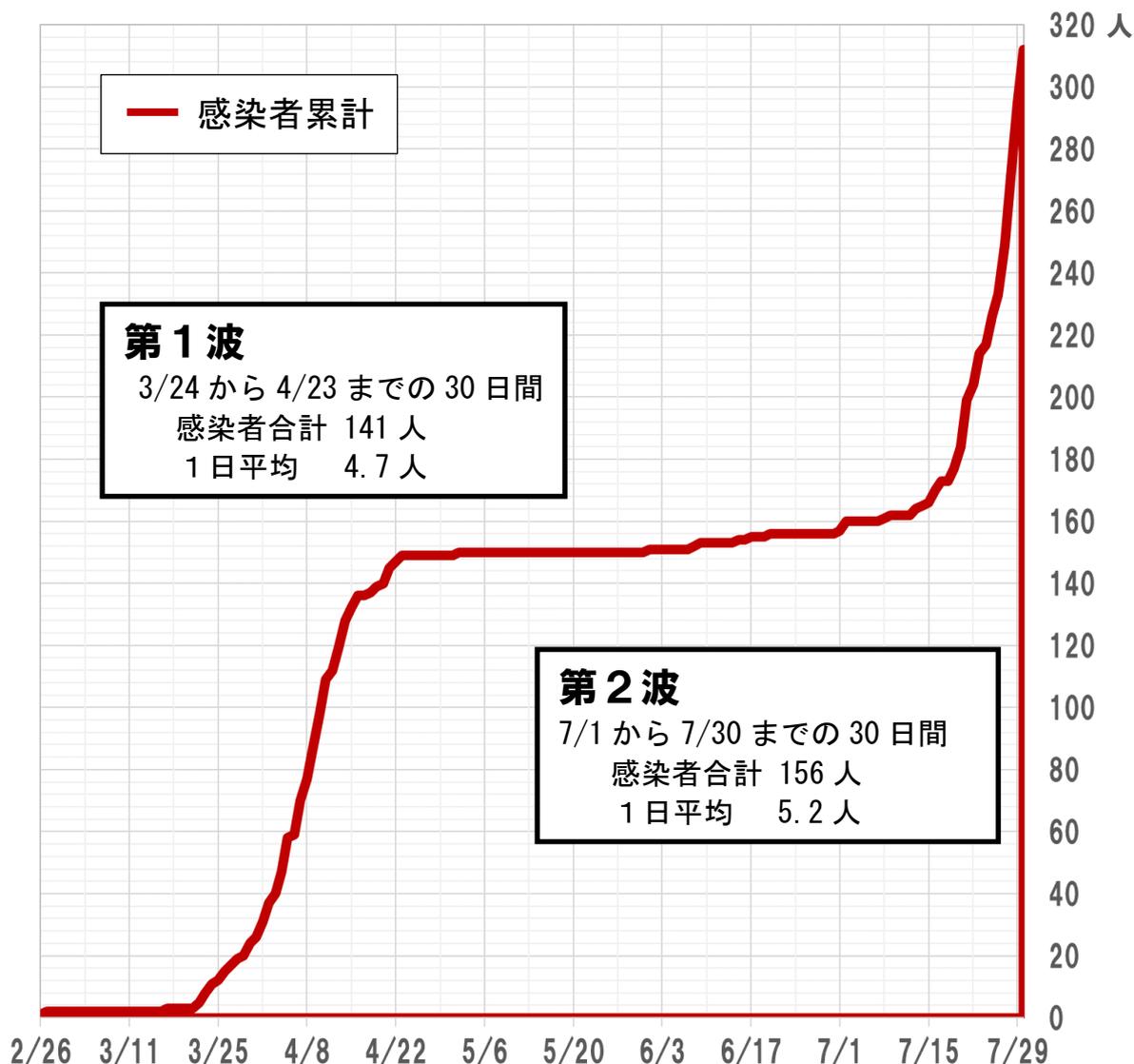
- ・ サージカルマスク、N95マスク、医療用ガウン、消毒液の備蓄を現在の1か月分から、3か月分に拡大。

### ○ 高齢者・障がい者入所施設の対策強化

- ・ 専門家による施設運営指導。
- ・ 施設職員に対する研修、訓練の実施。
- ・ 感染発生時における地域医療機関との連携、施設間応援体制。

## (参考) 県内の感染状況

### (1) 感染者の推移 (7月30日まで)



### (2) 県の基準指標の3つが点灯 (PCR検査陽性率も上昇)

|   | 指標項目     | 指標             | 7/30 時点 |
|---|----------|----------------|---------|
| 1 | 新規感染者数   | 7人以上 (7日間移動合計) | 103人    |
| 2 | PCR検査陽性率 | 7%以上 (7日間移動平均) | 6.3%    |
| 3 | 感染経路不明者数 | 5人以上 (7日間移動合計) | 36人     |
| 4 | 入院患者数    | 60人以上          | 95人     |
| 5 | 重篤者数     | 3人以上           | 0人      |

### (3) 感染状況の分析

#### ① 県外由来

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 愛知県 | 83人 | 57.2% |
| 東京都 | 5人  | 3.4%  |
| その他 | 7人  | 4.8%  |
| 県外計 | 95人 | 65.5% |

#### ② 愛知県由来の感染者の内訳

| 飲食店等 | ①クラブ | ②キャバクラ<br>ホストクラブ<br>風俗店等 | ③その他<br>飲食店 | ①~③<br>の接触者 | その他 | 計   |
|------|------|--------------------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 59人  | 16人  | 3人                       | 13人         | 27人         | 24人 | 83人 |

#### ③ 年齢構成

20代以下の感染者は、直近一週間（7/24~30）では、5割強（51人）に急増

